

議案第2号

加西市行政不服審査会条例の制定について

加西市行政不服審査会条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西 村 和 平

## 加西市行政不服審査会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、加西市行政不服審査会の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市は、加西市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (組織)

第3条 審査会は、委員3人をもって組織する。

### (委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

### (会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条第 1 項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 2 項本文の規定にかかわらず、平成 29 年 11 月 30 日までとする。

4 この条例の施行後最初の審査会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(審議資料)

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、同法第 81 条の規定に基づき、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックするための第三者機関を設置する必要があることから、その組織及び運営を定める条例を制定するもの。 （後掲の政策等の形成過程説明資料参照）

政策等の形成過程説明資料

平成28年3月定例会

|        |                     |        |  |
|--------|---------------------|--------|--|
| 議案等の件名 | 議案第2号               | 政策等の区分 | 計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例 |
|        | 加西市行政不服審査会条例の制定について |        | その他( )                                     |

①【政策等を必要とする理由】

改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)において、行政庁の処分等に不服がある者が行う審査請求について、審査庁が行った裁決を第三者の立場からその判断の妥当性をチェックする第三者機関への諮問手続が導入された。この第三者機関の組織及び運営は、当該機関を置く地方公共団体の条例で定めることとされているため本条例を制定するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

国においては行政不服審査会の設置があり、地方公共団体においても同様に執行機関の附属機関として設置する必要がある。

④【総合計画における位置づけ】

|      |  |
|------|--|
| 基本政策 |  |
| 施策   |  |

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

|      |  |
|------|--|
| 計画名称 |  |
| 策定年度 |  |
| 計画期間 |  |

⑤【関連する法令及び条例、規則】

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項(委員会・委員及び附属機関の設置)  
行政不服審査法第81条(地方公共団体におかれる機関)

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

| 総事業費 | 国・県支出金 | 市債 | その他特財 | 一般財源 |
|------|--------|----|-------|------|
| 0    | 0      | 0  | 0     | 0    |

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

行政不服審査会は、委員3人(弁護士、大学教授等)で組織し、その任期を2年とする。  
第三者機関である行政不服審査会等への諮問は、審査庁である市の裁決の客観性・公正性をより高める上で有効であると考えられる。

|      |     |                                      |
|------|-----|--------------------------------------|
| 担当部局 | 担当課 | 添付資料の有無                              |
| 総務部  | 総務課 | <input checked="" type="radio"/> 有・無 |